

「信頼できないエンティティ・リスト」制度と外国企業等が掲載対象となるその他リストとの比較

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

前編では、「信頼できないエンティティ・リスト」制度（以下、「本制度」）の制定背景、主な内容について解説しました。

輸出管理法や反外国制裁法においても、外国の輸入事業者や、最終ユーザー等の外国企業等を掲載するリストと法的措置（リスト掲載外国企業等に対する制限・禁止措置）に関する規定が定められております。ただし、これらのリストは性質上、「本制度」と類似する部分とそうでない部分があります。

後編では、「本制度」と、これらのリストの異同等について比較しながら説明します。

1. 「信頼できないエンティティ・リスト」の概要

前編で紹介したとおり、「外国エンティティ（企業、機関、個人等の主体）」が、国際貿易、経済活動において、(a)中国の国家安全等に危害を及ぼし、(b)正常な取引を中断し、または差別的な措置を講じて、中国企業の利益に重大な損害をもたらす行動を行った場合、「本制度」の適用対象となる可能性があります。つまり、中国当局により、「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載され、当該「外国エンティティ」の中国に対する輸出入活動、投資活動や、関係者の入国などの制限・禁止等の「対応措置」が取られる可能性があります。

2. 輸出管理法における「管理制御リスト」

(1) 「管理制御リスト」とは

2020年9月の「信頼できないエンティティ・リスト」の公布、施行から約1カ月後、中国の輸出管理法¹が公布されました。輸出管理法では、輸出管理規制リストの記載品目（以下、「管理規制品目」）の輸出に際して輸出許可を行うことにより、輸出管理が行われます。これに加え、輸出された製品の最終利用者（エンドユーザー）および最終用途を管理し、輸出管理制御の対象者をリストアップすることによる輸出管理も規定しています（[「中国の輸出管理法の概要」](#)参照）。

具体的には、中国国内の輸出事業者が「管理規制品目」を輸出する際に、輸出管理部門に対してエンドユーザーと最終用途に関する証明文書を提出します。また、エンドユーザーは、許可なく「管理規制品目」の最終用途の変更や、第三者への譲渡を行わないことを約束するよう求められます。中国当局の輸出管理部門は、エンドユーザーと最終用途について評価、調査を行い、管理します（輸出管理法 15～17 条）。輸出管理部門は、以下（ア）～（ウ）の事由のいずれかに当たる外国の輸入業者とエンドユーザーを、「管理制御リスト」に掲載し、「管理規制品目」の取引の禁止、制限、または輸出中止命令等の措置を取ることができるとされます（輸出管理法 18 条 1 項、2 項）。

- （ア）エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反した者
- （イ）国の安全と利益を脅かす恐れがある者
- （ウ）「管理規制品目」をテロリズムの目的に用いた者

例えば、民用品を製造するために中国製の電子機器を中国から輸入した外国企業が、報告、

¹ 2020年10月17日公布、2020年12月1日施行

許可なく軍用品の製造に使用目的を変更した場合や、エンドユーザーが中国から輸入した製品をテロ目的に使用した場合等、関連する輸入事業者とエンドユーザーを「管理制御リスト」に掲載し、中国企業との間の「管理規制品目」の取引、(中国からの)輸出を制限・禁止しています。

(2) 「信頼できないエンティティ・リスト」との比較

(a) 対象の異同

輸出管理法に基づく「管理制御リスト」の掲載事由のうち、「国の安全と利益を脅かす恐れがある者」に関しては、「信頼できないエンティティ・リスト」の規制対象行為である「中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為」との要件と一定程度重なっていると言えます。

理論上は、輸入事業者またはエンドユーザーである「外国エンティティ」は、両リストに同時に掲載される可能性は否定できません。両リストは、いずれも目的について中国の国家安全、経済利益の保護が掲げられています。ただし、「管理制御リスト」は、輸出管理の観点からの規制であるのに対して、「信頼できないエンティティ・リスト」は、中国企業等との正常な取引を中断し、または差別的な措置を行った「外国エンティティ」に対する「対応措置」である側面が強く、両リストの目的には、やはり違いがあると言えます。

なお、輸出管理法が 2020 年 12 月に施行されてから、「管理制御リスト」も「信頼できないエンティティ・リスト」と同様に公表されておらず、下位法令も明らかになっていません(2021 年 12 月時点)。両リストに同時に掲載されることがあるかどうかは必ずしも明確ではありません。

(b) リストへの掲載と除外手続き

前編で説明したとおり、「信頼できないエンティティ・リスト」への掲載を審査する前には、関連当事者に対する調査が行われる場合があり、「外国エンティティ」による陳述、弁明に関する規定が置かれています(「本制度」6 条)。一方、輸出管理法では、「管理制御リスト」への掲載が決定されるまでの手続きが明確に定められておらず、外国の輸入事業者やエンドユーザーが事前に通知を受けるか、または陳述、弁明の機会を与えられるかについては不明です。

なお、両リストのうち、いずれに掲載された場合においても、リストへの掲載事由に該当しなくなった際は、リスト掲載対象による除外申請が可能です(「本制度」13 条 2 項、輸出管理法 18 条 4 項)。

(c) リスト掲載者との取引に関する例外的な措置

中国国内の輸出事業者は、原則として、「管理制御リスト」に掲載された外国の輸入事業者、エンドユーザーと取引を行ってはなりません。ただし、取引を行う必要がある特殊な場合には、中国国内の輸出事業者は、中国当局の輸出管理部門に対して申請することができます(輸出管理法 18 条 3 項)。

この点に関しては、「信頼できないエンティティ・リスト」の運用においても類似する

制度が存在します。すなわち、「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載された「外国エンティティ」の輸出入活動が禁止されている場合、中国企業等はこれらの「外国エンティティ」と取引を行うことができませんが、取引を行う確かな必要性がある特殊な事情がある場合、中国企業等は「本制度」の所管当局である「業務機関」に対して申請し、同意を得た上で、当該「外国エンティティ」と取引を行うことができます（「本制度」12条）。

(d) 法的措置の異同

「管理制御リスト」は、輸出管理法の枠組みの中で制定され、輸出管理を目的としているため、リストに掲載された外国の輸入事業者、エンドユーザーは、中国国内企業との取引が規制され、また中国から当該輸入事業者、エンドユーザーへの輸出が禁止、制限されます。

一方、上述のとおり、「本制度」は「外国エンティティ」に対する制裁の側面があるため、取引の禁止、制限のほかには、中国への投資の禁止、関係者の入国禁止、就労・在留資格の制限、禁止、過料等より幅広い措置が規定されています（「本制度」10条）。

3. 反外国制裁法における「対抗リスト」

2021年6月に公布、施行された「反外国制裁法」においても、外国の企業、個人を対象とする制裁リストである「対抗リスト」と対抗措置が規定されています。

(1) 「対抗リスト」とは

反外国制裁法は、外国国家および外国の組織や個人が、中国および中国の企業等に対して制裁を実施し、差別的な制限措置等を行った場合、中国側による当該措置に対する対抗措置を定めている法律です（[「反外国制裁法の概要」](#)および[「反外国制裁法の実務上のポイント」](#)参照）。

具体的には、(a)外国国家が国際法や国際関係の基本準則に違反し、(b)さまざまな口実をもって、またはその国の法律に基づいて、中国に対して抑制、抑圧を行い、(c)中国の公民、組織に対して差別的な制限措置（以下、「差別的な制限措置」）を実施し、(d)中国の内政に干渉する場合、係る「差別的な制限措置」の制定、決定、実施に直接または間接的に関与する個人、組織を「対抗リスト」に記載。「対抗リスト」に記載された個人、組織、およびその親族、実質的支配者、関連組織等の関連対象者等を含めた者（以下、「『対抗リスト』対象者」）に対して、対抗措置を行うことができると定めています（反外国制裁法3～6条）。

また、「『対抗リスト』対象者」以外に、外国の国家、会社等が中国の主権、安全、発展の利益を害する行為を実施、協力、支援をした場合においても、反外国制裁法の関連規定の参照適用が規定されており、対抗措置を行う対象の範囲は、広範に及ぶ可能性があります。

(2) 「信頼できないエンティティ・リスト」との比較

(a) 対象の異同

反外国制裁法は、外国国家が中国の企業等に対して差別的な措置を実行した場合を想定して、当該措置に関与、実施した個人、組織等に対して対抗措置を行います。したがって、「対抗リスト」の掲載対象者等には、外国政府内の責任者や、非経済組織の民間団体の責任者等、中国企業等と直接的な取引関係等がない者が含まれることが特徴と考えます。反外国制裁法

の施行以後、実際に同法を法的根拠として実行された外国の組織、個人に対する対抗措置では、外国の議会の議員、行政当局の高官や、人権団体の責任者等が対象者となっています。

一方、「信頼できないエンティティ・リスト」に関しては、国家による制裁措置と必ずしも関係はなく、「外国エンティティ」が、国際経済・貿易活動において、中国企業等に対して差別的な措置を行った場合の「対応措置」を行うために制定されたものです。リストの掲載対象には、外国の制裁措置を理由に、中国企業等との取引を中断した「外国エンティティ」も含まれる可能性があります。

そういった意味では、「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載された「外国エンティティ」の中に、反外国制裁法に基づく「対抗リスト」の掲載対象者も含まれる可能性があると思われます。

このように、いずれのリストも、中国企業等に対する制裁措置を踏まえた取引中断などの差別的な措置を問題としているという意味において、趣旨に共通部分はあると言えます。

(b) リストへの掲載と除外手続き

反外国制裁法では、国務院の関連部門が「対抗リスト」への掲載を決定することができるものと定めています（4条）。ただし、その決定に当たっての具体的な決定手続き、すなわち事前の通知や調査の有無、外国の当事者による陳述・弁解の機会があるか否かについては、明確に定めていません。また、「対抗リスト」と適用される対抗措置の確定、一時停止、変更または取消は、「外交部または国務院のその他の関連部門が命令を発出し、公布する」と定めており、「対抗リスト」対象者等によるリストからの除外申請についての規定はありません。

(c) 法的措置の異同

反外国制裁法では、「対抗リスト」の対象者等に対して以下の対抗措置を行うことができるとされています（6条）。

- (ア) ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取消または国外追放
- (イ) 中国国内における動産、不動産およびその他各種財産の押収、差し押さえ、凍結
- (ウ) 中国国内の組織、個人との関連取引、提携等の活動を行うことの禁止または制限
- (エ) その他の必要な措置

「本制度」で定める「対応措置」と比較しますと、反外国制裁法では、制裁対象の中国国内における各種財産の押収、差し押さえ、凍結が可能である点が異なります。また、「本制度」では、掲載対象に対して過料を処することもできると規定していますが、反外国制裁法では、過料に関する規定はありません。ただし、「本制度」と反外国制裁法に規定する法的措置において、いずれも「その他必要な措置」というキャッチオール的な規定があり、射程は曖昧になっています。

4. まとめ

上述の内容を次頁の表にまとめましたので、ご参照ください。

表 「信頼できないエンティティ・リスト」「管理制御リスト」「対抗リスト」の比較

	根拠法規	対象	掲載要件	掲載対象による除外申請	法的措置
「信頼できないエンティティ・リスト」	「信頼できないエンティティ・リスト」制度	外国のエンティティ（企業、機関、個人等の主体）	(1)中国の国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為 (2)正常な市場取引の原則に違反して、中国企業、その他の組織もしくは個人との正常な取引を中断し、または中国企業、その他の組織もしくは個人に対し差別的措置を講じ、中国企業、その他の組織または個人の合法的権益に重大な損害をもたらす行為	可能	(a)中国と関係する輸出入活動への従事を制限、または禁止する (b)中国国内における投資を制限、または禁止する (c)関係者、交通輸送手段等の入国を制限、または禁止する (d)関係者の中国国内における就労許可、滞在または在留資格を制限、または取り消す (e)情状の軽重に基づき相応の金額の過料に処する (f)その他必要な措置
「管理制御リスト」	輸出管理法	外国の輸入事業者、エンドユーザー	下記のいずれかに該当する者 (1)エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反した者 (2)国の安全および利益を脅かす恐れがある者 (3)「管理規制品目」をテロリズムの目的に用いた者	可能	「管理規制品目」の取引を禁止、制限、または輸出中止を命じる等の必要な措置
「対抗リスト」	反外国制裁法	外国の国家、組織、個人等	(1)外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、(2)さまざまな口実をもって、またはその国の法律に基づいて中国に対して抑圧、抑圧を行い、(3)中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を実施し、(4)中国の内政に干渉する場合 ※外国の国家、会社等が中国の主権、安全、発展の利益を害する行為を実施、協力、支援をした場合にも参照適用	不明	(a)ビザの発給拒否、入国拒否、ビザの取消または国外追放 (b)中国の国内における動産、不動産およびその他各種財産の押収、差し押さえ、凍結 (c)中国の国内の組織、個人との関連取引、提携等の活動を行うことの禁止または制限 (d)その他の必要な措置

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 沈 暘

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210056>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp